

与那国町よりお知らせ

令和4年4月から 産婦健康診査事業がスタートします

与那国町では、令和4年度4月1日より、産婦さんと赤ちゃんの健康を守るため、**産婦健康診査事業**（以下、産婦健診）を実施します。

（対象者）

令和4年4月1日以降に産婦健診を受診する方で、与那国町に住民票がある、出産後8週以内の産婦さん

（受診票の交付） ※産婦健診を受けるには、受診票が必要です

❖ 令和4年4月以降に親子（母子）健康手帳の交付を受ける方
親子（母子）健康手帳交付時に受診票をお渡しします

❖ 令和4年4月以前に親子（母子）健康手帳の交付を受けた方
出生届出時等、諸手続き時に長寿福祉課窓口にて配布、または里帰り先へ郵送します

（受診回数と時期）

2回以内（産後2週間頃と1か月頃に各1回）

（健診内容）

健康状態・育児環境の把握、血圧測定・体重測定、尿検査（蛋白・糖）、赤ちゃんへの気持ち質問票、エジンバラ産後うつ質問票（※必ず受ける必要があります）

（助成額） ※上限を超えた分は自己負担となります

1回あたり上限5,000円

注意事項

※与那国町から産婦健診を実施していない市町村に転出された場合は、受診票を使用することができません。転出先の市町村窓口にて必ずご確認ください。

※与那国町と産婦健診の委託契約をしていない医療機関等で産婦健診を受診した場合は、受診票の助成上限額の範囲内で自己負担した費用の償還払い（払い戻し）申請ができます。

※定められた検査をうけていない場合、またそれ以外の検査、治療、お子様の健診、文書料等については助成の対象となりません。

※里帰り先で産婦健診を受診する場合は長寿福祉課までご連絡ください。

※与那国町では、産婦さんとあかちゃんの健康を守るため、産婦健診結果によりご連絡する場合があります。ご了承ください。

（お問い合わせ先）

与那国町役場 長寿福祉課

TEL：0980-87-3575